
AMT/NEWSLETTER

IP & Technology

2026年5月29日

米国の最新法制度動向(米国でも進む Grok(xAI 社)規制・AI 規制をめぐって繰り広げられる政府と州の対立)

弁護士 中崎 尚

Contents

1. 米国で強まる AI(人工知能)チャットボット規制
2. Grok(xAI 社)をめぐる動向
3. 米国の AI 規制の動向
4. 米国のデータ保護規制の動向

米国では、AI(人工知能)チャットボット規制法が各州で続々と制定・施行されている中、カリフォルニア州当局がイーロン・マスクの傘下にある Grok(xAI 社)に対して、厳しい態度を見せ始めています。他方、AI(人工知能)の包括的な規制についても、複数の州で導入の動きが続いています。データ保護分野については、包括的な消費者データ保護法制を導入する州が拡大しているほか、未成年保護規制違反として Temu や Roblox の提供元会社が摘発されています。

本ニュースレターは、「GLOBAL LAW UPDATE 米国の最新法制度動向(AI・データ保護・プライバシー関連)」(2026年3月 BUSINESS LAWYERS LIBRARY 掲載)(2026年3月4日時点での情報に依拠)の内容をベースとしております。

1. 米国で強まる AI(人工知能)チャットボット規制

Q1. 米国では、AI(人工知能)チャットボット規制が強化されているとのことですが、AI・データ保護分野ではどのような動きがありますか？

米国では、AI(人工知能)チャットボット(以下「AI チャットボット」)に関する州レベルの規制が相次いで成立しており、一部は既に施行済み又は今後施行予定となっています。近時は、ニューヨーク州、コネチカット州を含む 42 の州・地域の司法長官が、主要 AI・テック企業 13 社に対し、子どもや脆弱な利用者を保護するための AI チャットボットの安全対策を求める書簡を送付しました。また、米国の消費者保護・プライバシー・子ども保護関連団体等が連名で、AI チャットボット規制のモデル法案を公表するなど、AI チャットボット規制をめぐる州法・モデル法案の動きが活発化しています。

(1) 米国における AI チャットボットの規制動向の潮流

「チャットボット(会話型 AI)そのもの」を包括的に名指して規律する施行済みの州法はなお限定的であるものの、ユーザーと直接対話する仕組み、特にボットやコンパニオン型チャットボットについて、(a)対話相手が人間ではなく AI であることの明確な表示、(b)未成年者保護、自殺・自傷リスクへの検知・対応、危機支援サービスへの案内等の安全措置、(c)消費者保護法上の不当・欺罔行為規制、(d)メンタルヘルス、法律、金融等の専門的助言サービスに関する表示・提供制限、(e)雇用・教育・医療・金融等の高リスク領域における AI 利用時の差別リスク管理、という形で規制する立法が 2025 年から 2026 年にかけて急速に増加しています。以下に代表的な AI チャットボット規制を紹介します(成立済みだが施行前の法律を含みます。)

AI チャットボット規制の類型	規制を有する州の例
AI チャットボット/ボットの欺罔的利用の禁止及び明確な開示の義務付け	<ul style="list-style-type: none">カリフォルニア州 (コンパニオン・チャットボット法)ニュージャージー州メイン州
コンパニオン型チャットボットの会話 AI の開示・安全規制	<ul style="list-style-type: none">オレゴン州ニューヨーク州カリフォルニア州ワシントン州
メンタルヘルス・チャットボット又は AI によるメンタルヘルスサービス規制	<ul style="list-style-type: none">イリノイ州ネバダ州ネブラスカ州ユタ州テネシー州
高リスク AI/ADMT による差別リスク管理(チャットボットを含み得る)	<ul style="list-style-type: none">コロラド州 (コロラド AI 法)
雇用領域(採用場面)での AI 評価の事前通知・説明・同意又は透明性義務	<ul style="list-style-type: none">イリノイ州 (AI ビデオ面接法)

(2) 各州司法長官連名の動き

2025 年 12 月 9 日付(公表は 12 月 10 日)で、ニュージャージー州、ペンシルベニア州、ウェストバージニア州、マサチューセッツ州の司法長官が主導する超党派 42 名の司法長官が、メタ、マイクロソフト、OpenAI を含む 13 社に対し、子供や脆弱な人々を保護するため、AI(人工知能)チャットボットに安全対策を講じるよう求める書簡を送付しました¹。

同書簡では、生成 AI システムが、真実ではなくユーザーの信念に迎合する応答や虚偽又は誤認を招く「妄想的」出力を行うことにより、ユーザーの妄想を助長したり、メンタルヘルス上の悪影響、自傷、暴力、自殺等に関係した事例があると指摘しています。また、AI チャットボットが未成年者と不適切な会話を行った事例として、グルーミング、自殺の支持、性的搾取、情緒的操作、薬物使用の示唆、親に秘密にするよう促す行為、暴力の助長等が挙げられています。

その上で、この書簡は、生成 AI が有害な出力を提供しないよう、開発者により強力な対策を講じるよう求めています。書簡は、追加的な 16 の安全対策を求めており、以下ではこのうち主要な 7 つの対策を紹介します。

¹ <https://ag.ny.gov/press-release/2025/attorney-general-james-and-bipartisan-coalition-urge-big-tech-companies-address> (2025 年 5 月 26 日最終閲覧)

- ・ ユーザーへの迎合的な応答や誤認を誘発する出力に関する方針と手順を策定・維持すること
- ・ 生成 AI モデルの一般公開に先立って、ユーザーに迎合する有害な応答や幻覚の出力を当該 AI モデルが生成する恐れを排除すべく、合理的かつ適切な安全テストを実施すること
- ・ ユーザーに迎合する有害な応答や誤認を誘発する出力を抑止できない場合、チャットボットを含む生成 AI 製品の文書化された成功実績のあるリコール手順を実施すること
- ・ 生成 AI によって意図せず生成される可能性のある有害な出力について、明確かつ目立つ警告を提供すること
- ・ 生成 AI の出力におけるダークパターンの軽減を目的とした方針と手順を開発し維持すること
- ・ 収益の最適化と AI モデルの安全性の判断を分離すること
- ・ 説明責任を強化するため、独立した第三者によるプロセスを認めること

(3) ケンタッキー州による提訴

2026 年 1 月 8 日、ケンタッキー州司法長官は、AI(人工知能)チャットボットサービス「Character.AI」を運営する Character Technologies, Inc.及び同社創業者らを相手取り、フランクリン巡回裁判所に訴訟を提起したと発表しました²。司法長官は同社が以下の行為によりケンタッキー州消費者データ保護法(KCDPA)その他の州法に違反したと主張しています。

KCDPA に関して、司法長官は同社らが以下の行為により同法に違反したと主張しています。

- ・ 自社 AI チャットボットの安全性と適性を虚偽表示し、無害な娯楽製品として販売しながら、実際にはユーザー(特に未成年者)を有害なコンテンツにさらしていたこと
- ・ AI チャットボットの設計に伴う既知のリスク(人間関係を模倣する傾向やユーザーの脆弱性を悪用する可能性など)を開示しなかったこと
- ・ 未成年者の安全を最優先するとの主張を行いながら、効果的な年齢確認、ペアレンタルコントロール、コンテンツフィルタリング機能を備えていなかったという、欺瞞的な行為を行ったこと
- ・ 市場に不当に危険な製品を導入・維持し、消費者保護よりも成長と収益化を優先した結果、ケンタッキー州の消費者に損害を与えたこと

KCDPA に関して、さらに、同社らが子どもの個人データを収集・処理するに当たり、検証可能な親の同意を取得せず、十分な開示も行わなかったと司法長官は主張しています。加えて、同社らが子どものデータ収集・利用に関する重要事実を隠し、そのデータを基盤となる大規模言語モデルの改善やサブスクリプション収益化に利用していたとも、司法長官は主張しています。

(4) 消費者保護団体からのチャットボット規制の提案

2026 年 1 月 21 日・22 日、電子プライバシー情報センター(EPIC)、全米消費者連盟(Consumer Federation of America、CFA)、非営利団体「Fairplay」は、チャットボット技術の利用を規制することを目的としたモデル法案「People-First Chatbot Bill(利用者中心型チャットボット規制法案)」を発表しました³。

同モデル法案は、チャットボットを製品として位置付け、利用者がチャットボットの利用により被害を受けた場合の責任基準を定めるものです。また、チャットログを広告表示の判断、広告対象の商品・サービスの決定、広告表示方法のカスタマイズに利用することを禁じ、明示的なリクエストの履行に必要な範囲を超えるプロファイリング目的での個人データやチャットログの処理を制限します。

² <https://www.jdsupra.com/legalnews/kentucky-enforcement-action-against-6360073/> (2026 年 5 月 26 日最終閲覧)

³ <https://epic.org/press-release-broad-diverse-coalition-backs-new-people-first-model-chatbot-bill/> (2026 年 5 月 26 日最終閲覧)

さらに、チャットボットの広告、画面表示、出力において、医療・法律・会計・金融等の有資格専門家による助言、又はそれと同等の助言であると誤認させる表示を禁じます。児童保護関連では、事業者がユーザーを 18 歳未満と知り、又は客観的事実から知るべき場合、そのユーザーのデータを訓練目的で処理することを禁じています。18 歳超の成人ユーザーについても、チャットログ又は個人データを訓練目的で処理するには、事前に明確な積極的同意を取得する必要があります。

2. Grok(xAI 社)をめぐる動向

Q2. 米国内の Grok(xAI 社)をめぐる動向を教えてください。

(1) FTC 法 6(b)に基づく実態調査

2025 年 9 月、FTC(連邦取引委員会)は、「AI companion chatbots(消費者向けの「コンパニオン型」チャットボット — 友人・話し相手・伴侶として振る舞うことを意図して設計されたチャットボット)」を対象に、メタ社、OpenAI 社、xAI 社を含む 7 社に対して、FTC 法 6(b)命令に基づく実態調査を開始、AI コンパニオン・チャットボットの安全性、収益化、チャットを通じて得られた個人データの利用/共有状況などについて、回答を求めており、調査が継続中です⁴。

(2) 各州司法長官連名の動き

2026 年 1 月 23 日、コネチカット州、ノースカロライナ州、ユタ州、ペンシルベニア州の司法長官らが主導する 35 名の司法長官は xAI 社に対し、同社のチャットボット「Grok」が、本人の同意なしに性的な画像(Non-Consensual Intimate Imagery、以下「NCII」)及び児童性的虐待素材(Child Sexual Abuse Material、以下「CSAM」)を生成し得るとして、追加的な防止措置を講じるよう求める書簡を送付しました⁵。

同書簡では、Grok が成人及び未成年者を巻き込んだ NCII の生成を可能にしており、そのようなコンテンツが X プラットフォーム上に現れていること、実際に 2 万点の画像を調査した結果、半数以上が未成年者を含む被写体を裸体に近い状態で写したものであったこと、これは Grok に以前あった「スパイシーモード」のような露骨なコンテンツ生成を可能にする機能が関係していると指摘しています。

このような状況を踏まえて、司法長官らは xAI 社に対し、Grok による NCII 及び CSAM の生成の停止、X プラットフォーム上の当該コンテンツの削除、当該コンテンツに関与したユーザーのアカウント停止及び必要な場合は通報、ユーザーが Grok による自身のコンテンツ編集をブロックできる機能の提供、さらに安全対策が有料コンテンツ限定ではなくプラットフォーム全体に適用されることを求めています。

(3) カリフォルニア州による停止要求書の送付

上記の書簡に先立って、2026 年 1 月 16 日、カリフォルニア州司法長官ロブ・ボンタは、Grok の利用を通じて作成・拡散される、NCII 及び CSAM について、当該作成・拡散はカリフォルニア州法に違反するとの見解を示し、xAI 社に対し

⁴ <https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2025/09/ftc-launches-inquiry-ai-chatbots-acting-companions> (2026 年 5 月 26 日最終閲覧)

⁵ <https://portal.ct.gov/ag/press-releases/2026-press-releases/attorney-general-tong-demands-action-from-xai> (2026 年 5 月 26 日最終閲覧)

cease and desist letter(停止要求書)を送付したと発表しました⁶。

停止要求書において、同司法長官は xAI 社に対し以下の行為を直ちに停止するよう要求しています。

- ・ 制作や公開に同意していない人物、又は制作時に未成年であった人物を題材として、本人の同意なしに、ディープフェイクによって性的な素材を作成すること
- ・ 当該素材の作成、開示、又は公開を助長、幫助、又は教唆すること
- ・ 18 歳未満、又は 18 歳未満に見える人物が性的行為を行っている又は模倣している様子を含み、若しくは描写する、あらゆる画像(デジタル加工されたもの又は AI(人工知能)生成物を含むが、これらに限定されない)の作成、促進、又は作成・流通・公開の幫助

最後に、司法長官は、このような行為がカリフォルニア州民法典 1708.86 条、カリフォルニア州刑法典 311 条以下及び 647 条(j)(4)、並びにカリフォルニア州事業職業法典 17200 条に違反していることを強調しています。

3. 米国の AI 規制の動向

Q3. 連邦レベルの AI 規制の動向を教えてください。

(1) 『『偏りのない AI 原則』を通じた人工知能(AI)への公共の信頼向上に関する覚書(OMB M-26-04)』

2025 年 12 月 11 日、ホワイトハウスは『『偏りのない AI 原則』を通じた人工知能(AI)への公共の信頼向上に関する覚書』(Increasing Public Trust in Artificial Intelligence Through Unbiased AI Principles(OMB M-26-04))(以下「本覚書」)を公表しました⁷。同覚書は連邦機関に適用され、主として連邦機関が調達する大規模言語モデル(LLM)について、「連邦政府における Woke AI 防止(Preventing Woke AI in the Federal Government)に関する大統領令 14319 号」の Unbiased AI Principles(①Truth-seeking(真実探求)、②Ideological Neutrality(思想的中立性))への適合性を確保することを求めるものです。各機関は、最小限の透明性義務を定める付属書 A(特に Section 1.A が Minimum Threshold for LLM Transparency、Section 1.B が Threshold for Enhanced LLM Transparency、Section 2 が Applicability Factors)の要素を踏まえ、機関内で開発する LLM や LLM 以外の AI モデルにも同要件を適用するかを検討します。

なお、本覚書の要件は、44 U.S.C. § 3552(b)(6)に定義される national security systems には適用されません。ただし、実務上可能な範囲で、本覚書を national security systems に適用することは推奨されています。また、無料・オープンソースライセンスに基づき取得される LLM については、本覚書の要件適用は義務ではないものの、各機関は、利用前に、当該 LLM が EO 14319 の Unbiased AI Principles 及び OMB M-25-21 の要件に整合しているかについてデューデリジェンスを行う手続を整備すべきとされています。

また、本覚書は以下の場面・行為を規律対象としていません。

- ・ 非政府機関による AI の利用に関する法律や政策を規定する目的の政府機関の規制措置
- ・ AI 提供者が規制執行、法執行、又は国家安全保障措置の対象若しくは潜在的对象となっていることを理由として当該 AI 提供者が提供する特定の AI アプリケーションを評価する政府機関の行為
- ・ 犯罪容疑者が使用していたことを理由として、AI アプリケーションを評価する政府機関の行為
- ・ 特定の機関の AI アプリケーションを対象とするものではなく、一般公衆又は政府全体による利用を目的として、AI のテスト・測定に関する指標、方法又は基準を開発する行為

⁶ <https://oag.ca.gov/news/press-releases/attorney-general-bonta-sends-cease-and-desist-letter-xai-demands-it-halt-illegal> (2026 年 5 月 26 日最終閲覧)

⁷ <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2025/12/M-26-04-Increasing-Public-Trust-in-Artificial-Intelligence-Through-Unbiased-AI-Principles-1.pdf> (2026 年 5 月 26 日最終閲覧)

- ・ 契約履行中に請負業者が管理目的で付随的に使用する AI

本覚書は各機関に対し以下の要件を定めています。

- ・ 全ての新規 LLM 調達契約にコンプライアンス条項を含めること
- ・ 可能な範囲で既存契約を修正すること
- ・ 2026 年 3 月 11 日までに調達方針を更新すること
- ・ 違反報告の仕組みを確立すること

本覚書は、行政管理予算局(OMB)局長が別段の指示をしない限り、2027 年 12 月 11 日に効力を失うことになります。

(2) 2025 年 DEFIANCE 法案が上院を通過

2026 年 1 月 13 日、2025 年 DEFIANCE 法案(Disrupt Explicit Forged Images And Non-Consensual Edits Act of 2025、性的に露骨な偽造画像及び同意のない改変を阻止する法律案)が連邦議会上院を通過しました(2026 年 5 月現在、本法案は下院での審議が未了であり、未成立)⁸。

- ・ 同法案にいう「性的デジタル偽造物(intimate digital forgery)」とは、特定可能な個人の性的な視覚的描写であって、①当該個人又は当該視覚的描写を性的なものとする行為若しくは内容を、全体又は一部において虚偽的に表現するもの、②ソフトウェア、機械学習、人工知能その他のコンピューター生成又は技術的手段を用いて作成されたもの、かつ③合理的な人物が全体として見た場合に、当該特定可能な個人の真正な視覚的描写と識別できないものをいいます。

ここでいう「特定可能な個人」とは、性的な視覚的描写又は性的なデジタル偽造物に身体の一部が映り込み、かつ、その個人の顔、肖像、又は独自のあざその他の識別可能な特徴、若しくは当該性的な視覚的描写又は性的なデジタル偽造物に関連して表示される情報によって特定可能な個人を指します。

- ・ 同法案は、特定可能な個人に対し、同意なく州際又は外国の商取引に影響を与える形で親密なデジタル偽造物を、①故意に作成した者、②開示目的で所持した者、③故意に開示した者、④故意に勧誘・受領した者に対する連邦民事訴訟を提起する私的訴権を付与するものです。

特定可能な個人は、以下の救済措置を求めることができるようになります。

- ・ 差止め命令(仮差止、予備的差止を含み、性的なデジタル偽造物の削除、破棄、表示又は開示の停止を命じるもの)
- ・ 金銭的救済(実際の損害(当該行為に起因する被告の利益を含む)又は定額損害賠償(liquidated damages)(15 万ドル、性的暴行・ストーキング・ハラスメント等と関連する場合等は 25 万ドル)、合理的な弁護士費用及び訴訟費用、並びに懲罰的損害賠償)

(3) National AI Legislative Framework の公表

2026 年 3 月 20 日、ホワイトハウスは、連邦レベルの AI 立法の枠組みとして“A National Policy Framework for Artificial Intelligence: Legislative Recommendations”(National AI Legislative Framework)(以下「本フレームワーク」)を公表しました⁹。これは、それ自体が法律として直ちに効力を持つものではなく、連邦議会に対して、AI に関する今後の立法の方向性を示す政策文書です。ホワイトハウスは、AI を米国の経済競争力、国家安全保障、技術的優位性に関わる中核的課題と位置づけ、イノベーションを促進しつつ、国民の懸念に対応する連邦レベルの統一的枠組みが必要であると説明しています。

⁸ <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/1837/all-actions?overview=closed#tabs> (2026 年 5 月 26 日最終閲覧)

⁹ <https://www.whitehouse.gov/releases/2026/03/president-donald-j-trump-unveils-national-ai-legislative-framework/> (2026 年 5 月 26 日最終閲覧)

本フレームワークの特徴は、AI を包括的に規制する新たな中央規制機関を設けるのではなく、既存の規制当局、分野別規制、産業界主導の標準、そして連邦法による統一的な政策枠組みを重視している点にあります。EU AI 法のような包括的規制とは異なり、米国の AI 競争力を維持・強化するため、過度な規制を避け、イノベーション、表現の自由、知的財産、子どもの保護、労働者支援をバランスさせようとする設計が採用されています。

National AI Legislative Framework は、米国 AI 政策を「連邦統一基準・イノベーション優先・既存規制当局活用型」として再構成しようとするものです。特に、州ごとの AI 規制については、本フレームワークは、州 AI 法を全面的に排除するものではなく、AI 開発・利用に過度な負担を課し、全米規模で一貫した AI 政策や米国の AI 競争力を阻害し得る州 AI 法を連邦法によりプリエンプトする方向性を示しています。他方で、子どもの保護、詐欺防止、消費者保護などの一般適用法、AI インフラの設置場所に関する州のゾーニング規制、及び州自身による AI 利用に関する調達・法執行・公教育等の要件は、プリエンプションの対象外とすることが想定されています。著作権・フェアユースについては、AI 学習に関する既存訴訟の司法判断を尊重し、議会が裁判所の判断に介入しない方向性を示している点、子どもの安全やデジタルレプリカ保護をどのように制度化するかとあわせて、今後の焦点になります。

Q4. 各州の AI 規制の動向を教えてください。

(1) ニューヨーク州:責任ある AI 安全教育法(RAISE 法)の改正法の成立

2026 年 1 月 28 日、「人工知能フロンティアモデル開発者に対する透明性・安全要件に関する一般事業法改正法案」(上院法案 8828)がニューヨーク州上院(58 対 1)で、続いて 2026 年 3 月 11 日にニューヨーク州下院(140 対 2)で可決され、同年 3 月 27 日に知事署名を経て Chapter 96 として成立しました¹⁰。同改正法は責任ある AI 安全教育法(RAISE 法)を改正するものです。

同改正法は「フロンティアモデル」を、 10^{26} を超える整数演算又は浮動小数点演算に相当する計算能力を用いて訓練された基盤モデルと定義します。この計算能力には、当初の訓練実行に加え、後続のファインチューニング、強化学習その他の重要な変更にも用いられた計算も含まれます。なお、2025 年 12 月に Chapter 699 として成立した RAISE 法の当初版では、フロンティアモデルの定義に compute cost が 1 億ドルを超えること等が含まれていましたが、2026 年 3 月 27 日に成立した Chapter 96 / S8828 による chapter amendment で Article 44-B が差し替えられ、同費用要件及び知識蒸留モデルに関する記述は削除されています。

同改正法は透明性要件を拡大するもので、フロンティアモデルの開発者のうち、関連会社を含めた前年の年間総収益が 5 億ドル(約 750 億円)を超える開発者(以下「大規模開発者」)は、自社のフロンティアモデルに適用されるフロンティア AI フレームワークを作成し、実施し、遵守するとともに、自社ウェブサイト上で明確かつ目立つ形で公表する必要があります。同フレームワークには、以下の事項をどのように取り扱うかを詳細に記述する必要があります。

- ・ 国内基準、国際基準、及び業界の合意に基づくベストプラクティスをフロンティア AI フレームワークに組み込むこと
- ・ 当該大規模開発者がフロンティアモデルに壊滅的リスクをもたらす可能性のある能力があるかどうかを特定し評価するために使用する閾値(複数階層の閾値が含まれる)を定義し評価すること
- ・ 実施された評価の結果に基づいて、壊滅的リスクの可能性に対処するための緩和策を適用すること
- ・ フロンティアモデルの展開又は内部での広範な使用に関する決定の一環として、評価及び緩和策の妥当性を検討すること
- ・ 第三者を活用し、壊滅的リスクの可能性及び壊滅的リスクに対する緩和策の有効性を評価すること
- ・ フロンティア AI フレームワークの見直し及び更新。これには、更新を発動する基準、及びフロンティアモデルが透明性報告を必要とするほど実質的に変更されたかを判断する方法を含む
- ・ 未公開のモデル重みを内部又は外部の者による無権限の改変又は移転から保護するためのサイバーセキュリティ

¹⁰ <https://www.nysenate.gov/legislation/bills/2025/S8828> (2026 年 5 月 26 日最終閲覧)

イ対策

- ・ 重大安全インシデント(critical safety incident)の特定と対応
- ・ これらのプロセスの実施を確保するための内部ガバナンス体制の確立
- ・ 自社のフロンティアモデルの内部利用に起因する壊滅的リスク(フロンティアモデルが監督メカニズムを回避することに起因するリスクを含む)の評価及び管理

上記に加えて、大規模開発者は、少なくとも年 1 回、自社のフロンティア AI フレームワークをレビューし、必要に応じて更新する義務を負います。重要な変更を加えた場合、当該開発者は、変更後のフロンティア AI フレームワーク及びその変更の正当性を、30 日以内に明確かつ目立つ形で公表しなければなりません。軽微な変更等(その他の変更)については、都度の公表義務は規定されておらず、年次ごとのレビュー等の中で適切に反映・更新されることとなります。

さらに、同改正法は重大安全インシデントの報告について、実施担当オフィスによる報告メカニズムの設置、フロンティア開発者による 72 時間以内の報告、死亡又は重大な身体傷害の差し迫ったリスクがある場合の 24 時間以内の適切な当局への開示、及び追加情報が判明した場合の修正報告を規定しています。また、大規模フロンティア開発者は、自社フロンティアモデルの内部利用に起因する壊滅的リスク評価の要約を、原則として 3 か月ごとに実施担当オフィスへ秘密裏に提出する必要があります。

(2) コロラド州:人工知能法の全面改正。改正法は 2027 年 1 月施行予定に。

2024 年 5 月に成立した全米初の包括的 AI 規制法であるコロラド州 AI 法(SB 24-205)は、2026 年 2 月 1 日からの施行が予定されていましたが、2025 年 8 月 28 日に知事が署名した修正法(SB 25B-004)によって、施行日が 2026 年 6 月 30 日に延期されていました¹¹。その後も 2026 年 4 月 27 日、コロラド州連邦地裁は、xAI 社が訴えていた裁判で、州司法長官による AI 執行規則の策定完了及び関連訴訟での判断まで、同法又はその改正法の執行開始をしないよう命じるなど施行スケジュールが不透明となっていたところ、2026 年 5 月 14 日にポリス知事が署名したことで、SB24-205 を廃止し、事業者負担を大幅に縮小する AI 規制改正法である SB26-189 が成立し、2027 年 1 月 1 日から施行されることになりました¹²。

SB24-205 は、雇用、住宅、融資、保険、医療、教育などにおいて、個人に重大な影響を及ぼす決定に用いられる AI ツールを規律するもので、企業に、以下を含む正式なコンプライアンス体制の構築及び維持を義務づけていました。

- ・差別リスクを特定し、軽減するために設計されたリスク管理プログラム
- ・利用前及び利用中に実施される影響評価
- ・コンプライアンスを実証するために十分な継続的テスト、モニタリング及び文書化

雇用主は、これらの AI ツールを利用する前及び利用中に、検証・モニタリングを求められ、その責任は、開発者と導入者の双方に及んでおり、事前対応型のコンプライアンスが求められていました。

SB26-189 はその規制対象について、SB24-205 の広範な「高リスク人工知能システム」及び「アルゴリズム差別」の枠組みから、「重要な決定」に「重大な影響」を及ぼすために用いられる、個人データを処理する「自動意思決定技術」(ADMT)に焦点を当てています。ADMT の開発者は、導入者に対し、想定される用途や学習データの 카테고리、既知の制約、適切な使用方法などを記した文書を提供するよう義務付けています。また、対象技術に重大な更新や変更があった場合には、その内容を導入者に通知する必要があります。さらに、開発者及び導入者は本法を遵守していることを証明するために必要な記録を少なくとも 3 年間保持する義務を負います。また、導入者のコンプライアンス義務についても、広範なガバナンス及び影響評価を義務づけていたところから、大きく方向転換し、消費者向け通知義務(重大な決定に影響を及ぼす可能性のあるシステムが使用されていることを明確かつ目立つかたちで通知する)、不利益な結果が生じた後の 30

¹¹ <https://leg.colorado.gov/bills/sb25b-004> (2026 年 5 月 26 日最終閲覧)

¹² <https://leg.colorado.gov/bills/sb26-189> (2026 年 5 月 26 日最終閲覧)

日以内の説明義務、消費者の訂正請求権、及びヒューマン・レビューを求める請求権を定めています。

(3) テキサス州:責任ある人工知能ガバナンス法が施行

2026年1月1日、テキサス州で「責任ある人工知能ガバナンス法」が施行されました¹³。以下、概要を紹介します。

- i. 適用対象
 - ・ テキサス州内で事業活動の宣伝、広告、又は事業を実施する者
 - ・ テキサス州の住民が利用する製品又はサービスを生産する者
 - ・ テキサス州において AI(人工知能)システムを開発又は導入する者
- ii. 主な規律内容
 - ・ 生体認証情報の取得及び利用に関するビジネス・コマーシャル法典の複数の改正(同意要件に関する具体的な規定を含む)
 - ・ 消費者と対話する AI システムを提供する政府機関(governmental agency)に対する開示要件、及び医療サービス又は治療に AI システムを用いる提供者に対する開示要件
 - ・ 人に自傷・他害・犯罪を促すことを意図した AI システムの開発又は導入の禁止、政府機関等(governmental entity)による social scoring を目的とする AI システムの使用又は導入の禁止、並びに、本人の同意なくインターネット生体データ又はその他の公開ソースから収集した画像等を用いて特定個人を識別する AI システムを、一定の場合に政府機関等が開発又は導入することの禁止
 - ・ 保護対象属性に基づく違法な差別を意図した AI システムの開発・導入禁止
 - ・ 一定の性的コンテンツ・児童関連コンテンツに関する AI 規制
 - ・ 米国憲法上の権利を侵害・制限・損なうことを唯一の意図とする AI システムの開発・導入禁止

なお、開示義務に関する § 552.051(b)は「governmental agency」、social scoring・biometric data 規制に関する § § 552.053・552.054 は「governmental entity」という異なる用語を使用しているが、後者のみが § 552.001(3)で定義されている(hospital district 及び高等教育機関を除外)。解説記事の多くは両者を同義に解しているが、条文上は明確に整合していない。

- iii. 罰則等

同法は、私的訴権を認めず、テキサス州司法長官に基本的な執行権限を付与しています。司法長官は、原則として 60 日間の是正期間を経た後にのみ訴訟を提起でき、差止命令及び民事罰を請求することができます。なお、一定の場合には、所管州機関による免許停止・取消し等の追加的制裁が問題となり得ます。

- ・ 是正可能な違反:10,000ドルから 12,000ドル
- ・ 是正不能な違反:80,000ドルから 200,000ドル
- ・ 違反が継続する場合:1日あたり 2,000ドルから 40,000ドル

(4) フロリダ州:知事が AI 権利章典を提案するも廃案に、データセンター規制は成立

2025年12月4日、フロリダ州知事は人工知能権利章典(Artificial Intelligence Bill of Rights)とハイパースケール AI デ

¹³ <https://capitol.texas.gov/BillLookup/History.aspx?LegSess=89R&Bill=HB149> (2026年5月26日最終閲覧)

ータセンターに関する提案を公表しました¹⁴。提案には、州・地方政府による DeepSeek その他中国製 AI ツールの利用制限、AI との対話時の消費者通知、未成年者向けの保護者コントロール、AI 入力データの安全性・秘匿性の確保、個人識別情報の第三者販売・共有の制限、AI による licensed therapy 又は mental health counseling 提供の禁止、保険請求判断における AI 単独利用の制限等が含まれていました。AI Bill of Rights 本体に当たる CS/SB 482 は 2026 年 3 月 13 日に House で “Died in Messages” となり、その後の特別会期版 SB 2-D も 2026 年 4 月 29 日に廃案となりました¹⁵。他方、データセンター規制は CS/CS/SB 484 として成立し、2026 年 5 月 7 日に知事承認、2026 年 5 月 8 日に Chapter No. 2026-65 となりました¹⁶。

上院法案 146 号	Florida Digital Service に、州機関による AI 活用の影響に関する調査を行わせ、その結果を知事及び議会に報告させる。
委員会修正版上院法案 (CS/SB) 482 号	人工知能権利章典を設け、政府機関と懸念のある外国 (foreign countries of concern) に関係する事業者との AI 関連 契約規制、住民の権利規定、未成年者向けコンパニオン・チャットボットへの保護者同意・通知・安全措置、ボットのオペレーターによる定期通知、及び個人情報の販売・開示制限を定める。
下院法案 281 号・上院法案 344 号	心理学・学校心理学、臨床ソーシャルワーク、結婚・家族療法、メンタルヘルスカウンセリングの「practice」における AI 利用を禁止する。
下院法案 527 号・上院法案 202 号	労災保険、保険者、HMO について、AI・機械学習を請求処理補助に使うことを認めつつ、支払減額・請求否認の唯一根拠にすることを禁止する。

(5) イリノイ州:人権法改正法が発効

2026 年 1 月 1 日、イリノイ州人権法改正法 (Public Act 103-0804) が発効しました¹⁷。

同法は、雇用場面における AI 利用に伴う差別を明確に規制するものです。改正法は「AI (人工知能)」を、明示的又は黙示的な目的のために、受け取った入力から、予測、コンテンツ、推奨又は判断等の出力を生成する方法を推論し、その出力が物理的又は仮想的環境に影響を与え得る機械ベースのシステムと定義し、生成 AI もこれに含めています。

また、採用活動、雇用、昇進、雇用更新、研修又は徒弟制度への選抜、解雇、懲戒、在職、雇用条件その他の雇用上の決定に関して、雇用主が AI を使用し、その結果、保護対象属性に基づく差別を生じさせることを禁止しています。さらに、郵便番号を保護対象属性の代理指標として用いることも禁止しています。これらの目的で AI を用いる場合、雇用主はその利用を従業員に通知しなければならず、採用・募集場面では応募者又は候補者への通知も問題となります。通知が必要となる場面、時期、方法等の詳細は Illinois Department of Human Rights の規則に委ねられており、2026 年 5 月 15 日には通知義務等に関する提案規則が Illinois Register で公表されました。

(6) ワシントン州:AI 生成・改変画像等への来歴データ付加を義務づける新法を制定

2026 年 3 月 24 日、ワシントン州知事の署名を経て、AI により作成又は改変されたコンテンツに関する新法、E2SHB

¹⁴ <https://www.flgov.com/eog/news/press/2025/governor-ron-desantis-announces-proposal-citizen-bill-rights-artificial> (2026 年 5 月 26 日最終閲覧)

¹⁵ <https://www.flsenate.gov/Session/Bill/2026/482> (2026 年 5 月 26 日最終閲覧)

¹⁶ <https://www.flsenate.gov/Session/Bill/2026/484> (2026 年 5 月 26 日最終閲覧)

¹⁷ <https://dhr.illinois.gov/about-us/legislative-updates/artificial-intelligence-in-employment.html> (2026 年 5 月 26 日最終閲覧)

1170(Chapter 167, 2026)が成立しました¹⁸。施行日は 2027 年 2 月 1 日です。

新法の柱の一つは、生成 AI によって作成又は実質的に改変された画像、動画、音声又はそれらの組合せについて、一定の事業者に provenance data の付加を求める点にあります。provenance data とは、デジタルコンテンツに埋め込まれるデータ又はメタデータに含まれるデータであり、コンテンツの真正性、由来又は改変履歴を確認する目的のものをいいます。

対象となる covered provider は、月間ユーザー数が 100 万人を超え、ワシントン州内で個人利用者向けに一般公開されている生成 AI システムを作成、コード化又はその他の方法で生成する者又は団体であり、州・地方・部族政府は含まれません。

covered provider は、商業的・技術的に合理的な範囲で、その生成 AI システムにより作成又は実質的に改変された画像・動画・音声コンテンツに、利用者が当該コンテンツが当該生成 AI システムにより作成又は実質的に改変されたものかを評価できる provenance data を含める必要があります。また、provenance data が削除又は改ざんされにくくなるよう、商業的・技術的に合理的な方法を用いる必要があります。ウォーターマーク又はメタデータに関する一般的に支持された技術標準、例えば Coalition for Content Provenance and Authenticity 仕様の利用は、この要件を満たすものとみなされます。

もう一つの柱は、政府機関による AI 利用の開示です。government agency が、消費者と対話することを意図した AI システムを利用可能にする場合、対話の前又は対話時に、消費者が AI システムとやり取りしていることを開示しなければなりません。この開示は、明確かつ目立つ形で表示され、平易な言葉で記載され、ダークパターンを用いないものでなければなりません。合理的な消費者にとって AI との対話であることが明らかな場合でも、開示義務は免除されません。

4. 米国のデータ保護規制の動向

Q5. 米国の各州法の直近のデータ保護規制の動向を教えてください。

(1) アリゾナ州: Temu を違法なデータ収集と不十分なプライバシー開示で提訴

2025 年 12 月 2 日、アリゾナ州司法長官は、オンライン通販プラットフォーム「Temu」をめぐり、PDD Holdings Inc. f/k/a Pinduoduo Inc. 及び Whaleco Inc. d/b/a Temu に対し、Arizona Consumer Fraud Act 違反を理由とする訴訟をマリコパ郡上級裁判所に提起したと発表しました¹⁹。訴状において、州司法長官は、Temu アプリが、通常の通販アプリに必要な範囲を超えて、ユーザーの詳細な位置情報、Wi-Fi・携帯ネットワーク情報、他アプリの一覧・利用活動、マイク・カメラへのアクセス等に関する機微な個人情報を、十分な開示又は同意なく収集していると主張しています。

また、訴状は、Temu アプリが複数層の暗号化、コード難読化、解析ツール検知、ダウンロード後のコード変更機能等により外部解析を回避する設計であり、PII の悪用又は端末制御につながり得るリスクがあると主張しています。さらに州司法長官は、Temu が中国系 PDD Holdings 傘下であり、中国のサイバーセキュリティ法、国家情報法等に基づき、中国当局によるデータアクセスのリスクがあると指摘しています。ただし、これらはいずれも訴訟の一方当事者による主張であり、PDD 側は不正行為の主張を争っている点は注意が必要です²⁰。

¹⁸ <https://app.leg.wa.gov/BillSummary/?BillNumber=1170&Year=2025> (2026 年 5 月 26 日最終閲覧)

¹⁹ <https://www.azag.gov/press-release/attorney-general-mayes-sues-online-shopping-platform-temu-stealing-arizonans-data-and> (2026 年 5 月 26 日最終閲覧)

²⁰ https://mcusercontent.com/cc1fad182b6d6f8b1e352e206/files/bb1b1861-ddc2-74f5-2371-c2d3174a1b8a/2025_12_01_COMPLAINT.pdf (2026 年 5 月 26 日最終閲覧)

(2) フロリダ州:州司法長官が Roblox を提訴、児童向け安全性の虚偽表示を問題視

2025年12月11日、フロリダ州司法長官(AG)は、児童オンラインプライバシー保護法(COPPA)及びフロリダ州不正・不公正取引慣行法(FDUTPA)違反の疑いで、Roblox社を提訴したと発表しました²¹。なお、同AG事務所によるRobloxに対する刑事捜査も本訴訟と並行して継続中です。

司法長官は、Roblox社が提供する、世界的に児童に人気のオンラインゲームプラットフォームである「Roblox」が、年齢確認と保護者の同意取得の仕組みを体系的に導入せず、プラットフォームを子ども向けの安全なものであると虚偽表示し、未成年者の個人データを重大な危害やプライバシーリスクに晒す方法で処理したと主張しています。特に訴状では、Robloxのアーキテクチャ上の欠陥が、性的捕食者による未成年者へのグルーミング、ゲーム内通貨(Robux)を用いた性的画像の要求、DiscordやSnapchat等の監視対象外の暗号化メッセージアプリへの誘導を可能にするエコシステムを生み出していると主張しており、これが訴状の中心的主張のひとつをなしています。

訴状では、Robloxがユーザー登録時に年齢確認を義務付けていないため、未成年者が簡単に年齢を偽って登録でき、また成人が実際の年齢より若く偽装できること、Robloxが、ゲームプレイ上の交流、ユーザーハブ、ダイレクトメッセージ、ボイスチャットなどを通じてユーザー間の関係を促進するよう設計されているが、児童保護機能を導入していなかったこと、Robloxがユーザー識別情報の追跡を、Robloxアプリの端末へのダウンロード直後から開始していること、Robloxが未成年者から収集する情報、その利用方法、開示慣行について保護者に通知していないことを指摘しています。このような取扱いにより、アカウント作成や利用規約の確認以前にユーザー識別情報の追跡が開始され、COPPAの保護対象となる13歳未満のユーザーについて、その保護者が通知を受けたり、未成年者の識別情報収集への同意を提供する機会を得る前にデータ収集が行われる結果となることから、RobloxはCOPPA 15 U.S.C. 6502条及びFDUTPA 501.203条・501.204条に違反したと州司法長官は主張しています。

以上の事情を踏まえ、州司法長官は裁判所に対し、民事罰の賦課に加え、以下をRobloxに命じるよう求めました。

- ・ 通知と同意なしに未成年者のデータを収集、利用、開示することを停止すること
- ・ 年齢確認及び保護者同意の仕組みを導入すること
- ・ 欺瞞的なマーケティング行為を中止すること
- ・ 位置情報の収集を制限し、目立つ形で通知すること

(3) インディアナ州:消費者データ保護法が施行される

2026年1月1日に、インディアナ州の消費者データ保護法(以下「CDPA」)が施行されました²²。以下、主なポイントを紹介します。

i. 適用範囲

CDPAは、インディアナ州で事業を行う者、又はインディアナ州住民を対象とした製品・サービスを提供する者で、暦年中に以下のいずれかに該当する者に適用されます。

- ・ インディアナ州居住者である消費者100,000人以上の個人データを管理又は処理する者
- ・ インディアナ州居住者である消費者25,000人以上の個人データを管理又は処理し、かつ総収益の50%以上を個人データの販売から得ている者

CDPAは、純粹に個人的又は家庭内の活動における個人データの管理又は処理には適用されません。

ii. 主な規律内容

CDPAは「管理者」「処理」「販売」「機微データ」などの重要用語を定義しています。

²¹ <https://www.myfloridalegal.com/sites/default/files/roblox-complaint.pdf> (2026年5月26日最終閲覧)

²² <https://law.justia.com/codes/indiana/title-24/article-15/> (2026年5月26日最終閲覧)

CDPA は消費者の権利とデータ管理者・処理者の義務を定めており、特に管理者に対し特定活動についてデータ保護影響評価(DPIA)を実施することを義務付けています。

iii. 罰則

インディアナ州司法長官は州の名において訴訟を提起し、CDPA 違反を差し止める仮処分命令、及び違反 1 件あたり 7,500 ドルを超えない民事罰金を請求することができます。

(4) ケンタッキー州:消費者データ保護法が発効

2026 年 1 月 1 日、ケンタッキー州消費者データ保護法(Kentucky Consumer Data Protection Act, KCDPA)が施行されました。同法は、個人データに関する消費者の権利並びに管理者及び処理者の義務を定めるとともに、同法の執行に用いられる消費者プライバシー基金を創設しています²³。同法は個人データに関する消費者の権利を規定し、データ管理者及び処理者の負う義務を明確にしています。以下、概要を紹介します。

i. 適用範囲

同法は、ケンタッキー州で事業を行う者、又はケンタッキー州住民を対象とした製品・サービスを提供する者で、暦年中に以下のいずれかに該当する者に適用されます。

- ・ 100,000 人以上の消費者(同州居住者で、個人として行動する自然人。以下同じ。)の個人データを管理又は処理する者
- ・ 25,000 人以上の消費者の個人データを管理又は処理し、かつ総収益の 50%超を個人データの販売から得ている者

同法はまた、「生体認証データ」、「プロファイリング」、「機微データ」、「ターゲティング広告」などの主要な用語を定義しています。

ii. 消費者の権利

同法に基づき、消費者は以下の権利を付与されます。

- ・ 管理者が自身の個人データを処理しているか確認し、当該データにアクセスする権利
- ・ 個人データの性質と処理の目的を考慮した上で、自身の個人データに誤りがある場合は修正する権利
- ・ 個人データの削除を請求する権利
- ・ 自動化された手段による処理が行われている場合、消費者が個人データを他の管理者に支障なく転送できる、移植性があり、技術的に可能な範囲で容易に使用可能な形式で、過去に管理者に提供した個人データの写しを取得する権利(管理者が営業秘密を開示する必要がない場合に限る)
- ・ ターゲティング広告、販売又は消費者に対して法的又は同等の重要な影響を及ぼす決定を促進するためのプロファイリングのいずれかの目的のための個人データの処理を拒否する権利

iii. 事業者の義務

同法が管理者に課す義務のうち、主要な義務は以下の通りです。

- ・ 合理的かつ適切な管理上、技術上、物理上のデータセキュリティ対策の確立、実施、維持
- ・ 個人データの収集を、消費者に開示された処理目的との関係で、適切で、関連性があり、かつ合理的に必要な範囲に制限すること
- ・ 消費者に関する機微なデータを処理する前に、消費者の同意を得ること(子どもから収集された機微データの場合は、COPPA のルールに従うこと)

²³ <https://apps.legislature.ky.gov/record/24RS/hb15.html> (2026 年 5 月 26 日最終閲覧)

- ・ プライバシーノーティスの提供
- ・ 第三者への販売又はターゲティング広告目的の処理を行う場合の明確な開示
- ・ 消費者が権利行使請求を行うための安全で信頼できる手段の整備
- ・ データ保護評価(ターゲティング広告、個人データの販売、一定のリスクを伴うプロファイリング、機微データの場合の処理、その他消費者への危害リスクが高い処理等を対象とし、2026年6月1日以後に作成又は生成された処理活動に適用される)

また同法は、処理者が管理者の指示に従い、管理者の義務履行を支援すべきことを規定しており、管理者に代わって行われるデータ処理手順を管理するためには、管理者と処理者間の契約(処理の指示、処理の性質・目的、対象データの種類、処理期間、双方の権利義務等を明記すること)が必須となります。

iv. 罰則等

管理者又は処理者が30日以内に違反を是正し、是正済みであり今後違反しない旨の明示的な書面を司法長官に提出した場合、司法長官は損害賠償請求を行いません。他方、是正期限の経過後も違反が継続する場合は当該書面の内容に抵触した場合、司法長官は訴訟を提起し、各継続違反につき最大7,500ドルの賠償、調査費用、裁判費用、弁護士費用その他裁判所が命じる救済を求めることができます。

(5) ロードアイランド州:データ透明性・プライバシー保護法が発効

2026年1月1日、ロードアイランド州データ透明性及びプライバシー保護法が施行されました²⁴。以下、同法の概要を紹介します。

i. 適用範囲

商業ウェブサイト又はインターネットサービスプロバイダーに関する情報共有・通知義務は、「ロードアイランド州で事業を行う、同州顧客を有する、又は同州管轄に服する商業ウェブサイト又はインターネットサービスプロバイダー」に広く適用されるのに対して、その他の主要な処理義務・顧客権利・管理者/処理者責任は、一定の営利団体に対して適用される、すなわち適用範囲が異なる点は注意が必要です。後者が適用されるのは、ロードアイランド州内で事業を行う営利団体、又は同州住民を対象とした製品・サービスを提供する営利団体に対して適用されます。対象となるのは、前暦年に以下のいずれかに該当した団体に限られます。

- ・ 35,000人以上(顧客数を算定する際には、支払取引の完了のみを目的として管理又は処理される個人データは除外されます)の顧客の個人データを管理又は処理した場合
- ・ 10,000人以上の顧客の個人データを管理又は処理し、かつ総収益の20%以上を個人データの販売から得ていた場合

また、同法は、州及びその政治的下部組織、非営利団体、高等教育機関、全国的な証券協会、GLBA対象金融機関又はGLBA対象データ、並びにHIPAA上のcovered entity又はbusiness associateには適用されません。さらに、HIPAAに基づく保護対象健康情報、一定の医療・研究関連情報、FCRA、DPPA、FERPA、Farm Credit Act及び航空規制緩和法に関連する一定の個人データ、並びに雇用・応募・代理人・独立請負業者関係において処理される一定のデータ等についても、同法の適用対象から除外されます。

ii. 定義

同法における「個人データ」とは、「特定された、又は特定可能な個人に関連付けられている、あるいは合理的に関連付け可能なあらゆる情報であり、匿名化されたデータや公的に入手可能な情報は含まれない」と定義されています。

²⁴ <https://legiscan.com/RI/bill/H7787/2024> (2026年5月26日最終閲覧)

また、「ターゲティング広告」(非関連のウェブサイト又はオンラインアプリケーションを横断し、かつ時間の経過にわたって取得又は推測された個人データに基づく広告)の範囲について、以下の広告は該当しないと定められています。

- ・ 管理者の自社インターネットウェブサイト又はオンラインアプリケーション内での活動に基づく広告
- ・ 顧客の現在の検索クエリ、又はインターネットウェブサイト若しくはオンラインアプリケーションへの現在の訪問状況に基づく広告
- ・ 顧客からの情報提供やフィードバックの要請に応じた広告
- ・ 広告の頻度、効果、又は到達範囲を測定又は報告する目的のみで個人データを処理すること

iii. 管理者の義務

同法は、個人データの処理に関する原則として、以下を規定しています。

- ① 合理的な管理上・技術上・物理的なデータセキュリティ対策の確立・実施・維持
- ② 顧客の同意を得ずに機微データを処理しないこと
- ③ 児童オンラインプライバシー保護法(COPPA)に従い、同意なく児童の機微データを処理しないこと
- ④ 必要に応じて顧客が同意を付与・撤回できる仕組みを提供すること(同意が撤回された場合、可能な限り速やかに処理を停止し、遅くとも受領から 15 日以内に撤回を実施すること)

管理者はまた、顧客契約書、契約書の補遺、若しくはウェブサイト、又はオンラインサービスプラットフォーム上で同様の通知が通常掲示されるその他の目立つ場所に以下の事項を特定し、明示する義務を負います。

- ・ 収集するデータの全カテゴリー
- ・ 顧客の personally identifiable information を販売した、又は販売する可能性のあるすべての第三者
- ・ 顧客が管理者に連絡できる有効なメールアドレスその他の手段
- ・ 管理者が個人データを第三者に販売する場合、又はターゲティング広告のために個人データを処理する場合、当該処理内容と顧客が当該処理をオプトアウトする方法

また、同法は、顧客への危害リスクが高まる管理者の処理活動(例:ターゲティング広告目的の処理、個人データの販売、一定のリスクを伴うプロファイリング、機微データの処理)を定め、当該活動について、データ保護評価を実施し文書化することを義務付けています。

iv. データ主体の権利

同法は、データ主体の権利として、処理確認・アクセス権、訂正権、削除権、データポータビリティ権、オプトアウト権(①ターゲティング広告 ②個人データの販売 ③顧客に法的又は同等の重大な影響を及ぼす完全自動化された意思決定のためのプロファイリングを目的とする個人データ処理)を定めています。権利行使請求がなされた場合、管理者は原則 45 日以内に応答し、必要な場合はさらに 45 日延長できます。また、拒否時には異議申立て方法を通知し、異議申立てに対しては 60 日以内に書面で回答する必要があります。

(6) サウスカロライナ州:ACT No.96(通称:AADC 法)が発効

2026 年 2 月 5 日、下院法案 3431 号に州知事が署名し、同日、Act No. 96 として発効しました²⁵。Act No.96 は、サウスカロライナ州法 Title 39 に Chapter 80 “Age-Appropriate Code Design” を追加するものです。州議会サイト上の法案サマリーにはなお “South Carolina Social Media Regulation Act” と表示されていますが、最終的に成立した本文は、対象オンラインサービスに対する未成年者保護・設計安全・データ最小化・保護者ツール・第三者監査等を定める AADC 型の法律となっています。実務上は、South Carolina AADC、SC AADC、又は Age-Appropriate Code Design Act 等と呼ばれ

²⁵ <https://www.scstatehouse.gov/billsearch.php?billnumbers=3431&session126&summary=B> (2026 年 5 月 26 日最終閲覧)

ています。以下、概要を紹介します。

i. 対象範囲

同法における「対象オンラインサービス」の定義は以下のとおりです。

- ・ サウスカロライナ州で事業を行い、未成年者がアクセスする可能性が合理的に高いオンラインサービスを所有、運営、管理、又は提供する個人事業主、パートナーシップ、有限責任会社、法人、協会、その他の法人であって、消費者の個人データの処理目的及び手段を単独で、又は関連会社、子会社、親会社と共同で決定し、かつ、以下のいずれかに該当するもの
 - ・ 年間総収益が2,500万ドルを超えるもの(その額は消費者物価指数の変動を反映するため、奇数年ごとに調整される)
 - ・ 単独又は関連会社、子会社、親会社と共同で、年間 50,000 件以上の消費者、世帯、又はデバイスの個人データを購入、受領、販売、又は共有しているもの
 - ・ 年間総収益の少なくとも 50%を消費者個人データの販売又は共有から得ているもの
- ・ 上記のサービスに該当するものと以下のいずれかの関係にあるものも「対象オンラインサービス」に含まれる
 - ・ 名称、サービスマーク、又は商標を共有し、合理的な消費者が複数の事業体が共通の所有下にあると認識するような事業体を支配する、又は当該事業体に支配される事業体
 - ・ 各事業体が合併事業又はパートナーシップの40%以上の持分を有する事業体で構成される合併事業又はパートナーシップ

ここでいう「未成年者がアクセスする可能性が合理的に高い」とは、単に未成年者がアクセスし得るサービス一般を意味するものではありません。同法上は、①当該オンラインサービスが特定の個人について未成年者であることを実際に知っている場合、又は②当該オンラインサービスが COPPA 及び FTC 規則上の「子ども向け」サービスに該当する場合を指します。①の場合、対象オンラインサービスは当該特定の個人を未成年者として取り扱う必要があり、②の場合、当該サービスは、特定の利用者又は訪問者が未成年者でないことを実際に知っている場合を除き、原則として全ての利用者又は訪問者を未成年者として取り扱う必要があります。

なお、「オンラインサービス」とは、ウェブサイト又はアプリケーションを含む、インターネット上で公衆にアクセス可能なサービス、製品又は機能をいい、AI に基づくサービス、製品又は機能も含まれ得ます。他方で、電気通信サービス、ブロードバンドインターネットアクセスサービス、及び物理的商品の販売、配送又は使用は、オンラインサービスの定義から除外されています。また、「ユーザー」は、対象オンラインサービスを利用する個人であって、サウスカロライナ州に所在する者をいいます。

さらに、同章は、政府機関の通常業務、GLBA、HITECH 法又は HIPAA の対象となり、かつそれらの情報セキュリティ要件を遵守している個人データ、及び一定の臨床試験に関連して収集される情報等には適用されません。

ii. 対象オンラインサービスの主な義務

- ・ 対象オンラインサービスは、未成年者の個人データの利用、並びに対象オンラインサービスの設計及び運営に関し、対象となる設計上の特徴を含め、未成年者に対する一定の危害を防止するため、合理的な注意を払わなければなりません。
- ・ 同法が防止対象として列挙する危害には、対象オンラインサービスの強迫的利用、重度の心理的危険、重度の精神的苦痛、未成年者の合理的なプライバシー期待に対する著しく不快な侵害、ID 盗用、人種、民族、性別、障害又は出身国に基づく差別、並びに重大な金銭的又は身体的損害が含まれます。重度の心理的危険には、不安、うつ、自傷又は自殺念慮が含まれ得ます。
- ・ もっとも、同法上の「危害」は、通信品位法 230 条に基づき責任を問うことが許容される範囲に限定され

ています。また、この合理的注意義務は、ユーザーが自ら意図的かつ独立してコンテンツを検索すること、特定のコンテンツを要求すること、又は同法が列挙する危害の防止・軽減に関するリソースや情報へアクセスすることを、対象オンラインサービスに禁止又は妨げさせるものではありません。

対象オンラインサービスの利用者(以下「ユーザー」)又は訪問者に対し、容易にアクセス可能かつ利用しやすいツールを提供すること。当該ツールには、以下を可能にする機能が含まれます。

- ・ 対象オンラインサービスの提供に必要でない設計機能について、対象となる設計上の特徴を含め、その全部又は任意の組合せの利用をオプトアウトできるようにすること
- ・ ユーザーが対象オンラインサービスにおけるユーザーの滞在時間を制限すること
- ・ 購入及び取引が無効化されていない場合、ユーザーの選択したレベルで、対象オンラインサービスにおける購入及び取引の金銭的価値を制限すること
- ・ 未成年者本人と直接的なつながり(友達やフォロワー等)がなく、かつ「友達の友達」でもない、完全な第三者(見知らぬ人)のアカウント(「未成年者の既存の接続済みアカウントに含まれていないアカウント」)について、アカウント保有者がメッセージ、リクエスト、リアクション、「いいね」、コメント、その他の連絡をブロック、無効化、非表示化すること
- ・ 未成年者のアカウント及び未成年者が投稿した情報に、接続済みアカウントを持つユーザーのみアクセスできるように制限すること
- ・ ユーザーが生成したコンテンツに対する「いいね」、コメント、クリック、閲覧、リアクションなどのエンゲージメント数値(表示可能なカウントを含むがこれに限定されない)をブロック、無効化、非表示化すること
- ・ 検索エンジンによるユーザーアカウントプロフィールのインデックス登録を無効化し、接続済みアカウントを持つユーザーが開始した検索内でのみアカウントが表示されるようにすること
- ・ 接続の性質にかかわらず、他者が当該ユーザーの他のユーザーとの接続関係を閲覧することを禁止すること
- ・ ユーザーの現在地情報の可視性を、当該ユーザーが特に情報を共有する相手のみに制限し、未成年者の正確な位置情報が追跡又は共有される際には通知すること

上記のツールについて、対象オンラインサービスは、同サービスが未成年者であることを知っている個人について、デフォルト設定として実装、維持しなければなりません。法文上、「未成年者であることを知っている」とは、対象オンラインサービスが特定の消費者について未成年者であるとの実際の認識を有することをいい、自己申告された年齢のほか、マーケティング、広告又は製品開発その他の目的で当該サービスが当該個人に付与又は関連付けた年齢情報等も含まれます。

- ・ 対象オンラインサービスは、ユーザーに対し、パーソナライズド推薦システムからオプトアウトする選択肢を提供しなければなりません。ただし、ユーザーが明示的に示した嗜好に基づく最適化は除かれます。また、対象オンラインサービスが未成年者であることを知っている個人については、当該オプトアウト選択肢をデフォルト設定としなければなりません。
- ・ 対象オンラインサービスは、未成年者が認識した上で利用した対象オンラインサービスの特定の要素を提供するために必要な最小限の未成年者の個人データのみを、収集、利用又は共有しなければなりません。当該個人データは、収集目的以外の理由で利用してはなりません。また、年齢確認又は年齢推定のために収集された未成年者の個人データは、他の目的で利用することはできず、利用後に削除しなければなりません。
- ・ 対象オンラインサービスは、未成年者が認識した上で利用したオンラインサービスの特定の要素を提供するために必要な期間を超えて、未成年者の個人データを保持してはなりません。
- ・ 対象オンラインサービスは、未成年者に対するターゲティング広告を促進してはなりません。
- ・ 対象オンラインサービスは、対象オンラインサービスの提供に必要な場合を除き、未成年者の正確な位置

情報をデフォルトで収集してはなりません。また、正確な位置情報を収集又は利用する場合には、未成年者に対して明確な通知を行わなければなりません。

- ・ 対象オンラインサービスは、ユーザーに対し、一定の時間帯に通知及びプッシュアラートを受け取らないようにするための、アクセス可能で使いやすいツールを提供しなければなりません。具体的には、対象オンラインサービスが未成年者であることを知っている個人について、当該未成年者のローカルタイムゾーンに基づき、年間を通じて毎日午後 10 時から午前 6 時まで、及び 8 月から 5 月までの月曜日から金曜日の午前 8 時から午後 3 時まで、通知及びプッシュアラートを防止する選択肢を提供しなければなりません。
- ・ 対象オンラインサービスは、同サービスが未成年者であることを知っている個人について、プロファイリングを行ってはなりません。ただし、未成年者が認識した上で要求した対象オンラインサービスを提供するためにプロファイリングが必要であり、かつ、未成年者が認識した上で積極的に関与している当該サービスの側面に限定される場合は、この限りではありません。
- ・ 対象オンラインサービスは、本項に基づき要求される保護設定を、デフォルトで最高水準の保護に設定しなければなりません。
- ・ 対象オンラインサービスが保護者による監視を認める場合、又は法律により保護者による監視の提供が義務付けられている場合には、当該監視が行われていることを未成年者に明確に通知しなければなりません。
- ・ 対象オンラインサービスは、対象オンラインサービスを利用する未成年者を保護及び支援するため、保護者に対し、アクセス可能で使いやすいツールを提供しなければなりません。当該ツールは、対象オンラインサービスが未成年者であることを知っている個人について、デフォルトで有効にされなければなりません。
- ・ 保護者向けツールには、少なくとも、①未成年者のアカウント設定を管理し、プライバシー設定及びアカウント設定を変更・制御する機能、②未成年者の購入その他の金融取引を制限する機能、③対象オンラインサービスが未成年者であることを知っているユーザーについて、対象オンラインサービスの総利用時間を保護者が閲覧し、利用制限を設定できる機能が含まれます。また、保護者が指定する時間帯、学校の授業時間や夜間を含む時間帯に、未成年者による対象オンラインサービスの利用を制限できる機能も提供しなければなりません。
- ・ 対象オンラインサービスは、上記の保護者向けツールのいずれかが有効になっている場合、当該ツールが有効であること及び適用されている設定内容を未成年者に通知しなければなりません。
- ・ 対象オンラインサービスは、保護者、未成年者及び学校が、対象オンラインサービス上における未成年者への危害を報告するための仕組みを確立しなければなりません。特に、未成年者に差し迫った脅威を及ぼす危害についての報告を想定しています。
- ・ 対象オンラインサービスは、麻薬、タバコ製品、賭博、アルコールなど、未成年者への提供が禁止されている製品について、対象オンラインサービスが未成年者であることを知っているユーザーに向けた広告を促進してはなりません。
- ・ 対象オンラインサービスは、ダークパターンを使用してはなりません。
- ・ 対象オンラインサービスがパーソナライズド推薦システムを利用する場合、利用規約において、当該システムが未成年者に情報を提供するためにどのように利用されるか、及び未成年者又はその保護者が当該システムをオプトアウト又は制御する方法について、明確、目立つ、かつ容易に理解できる方法で説明しなければなりません。
- ・ 対象オンラインサービスは、同法に基づき採用した未成年者向けの設計上の安全措置、未成年者向けのプライバシー保護及び保護者向けツールについて、包括的で、明確、目立つ、かつ容易に理解できる情報を、目立つ場所で提供しなければなりません。また、未成年者及び保護者がこれらの設計上の安全措置、プライバシー保護及びツールをどのように利用できるかについても、明確、目立つ、かつ容易に理解できる方法で説明しなければなりません。

対象オンラインサービスは、毎年 7 月 1 日までに、独立した第三者監査機関が作成した公開報告書を発行し、司法長官に提出しなければなりません。当該報告書には、未成年者に関連する対象オンラインサービスの詳細な説明、対象となる設計上の特徴、個人データの利用、未成年者に関連する事業慣行等を含める必要があります。司法長官は、提出された報告書を自身のウェブサイト上の目立つ場所に掲載することとされています。さらに、同法は対象オンラインサービスに対し以下の行為を禁止しています。

- ・ 麻薬、タバコ製品、賭博、アルコールなど未成年者への提供が禁止されている製品を対象とした広告を促進すること
- ・ ダークパターンの使用(使用は、South Carolina Unfair Trade Practices Act 上の違法な取引慣行に該当する)

iii. 罰則

同法の執行は、サウスカロライナ州司法長官が行います。

対象オンラインサービスが同法に違反した場合、当該違反により発生した金銭的損害について、3 倍賠償責任を負う可能性があります。また、対象オンラインサービスの役員及び従業員は、同法の故意・無謀な違反について、個人責任を問われる可能性があります。

さらに、同法は、対象オンラインサービスによるダークパターンの使用を禁止しています。上記の通り、ダークパターンの使用は、South Carolina Unfair Trade Practices Act 上の違法な取引慣行を構成するため、同法上の制裁、罰則及び損害賠償規定の対象となります。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 中崎 尚 (takashi.nakazaki_grp@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

本記事(または本記事の一部)は BUSINESS LAWYERS LIBRARY にも掲載しています。